

鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

次のように改める。

令和2年8月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市都市計画税条例の一部を改正する条例

(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

第1条 鹿沼市都市計画税条例(昭和31年鹿沼市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 鹿沼市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。